

会津若松市簡易水道事業 経営戦略

令和3年3月（令和7年11月改定）

会津若松市

目 次

第1章 経営戦略策定について

1 経営戦略の趣旨	1
2 経営戦略の位置づけ	1
3 改定概要	1

第2章 事業概要

1 事業の現況	3
2 経営健全化の取組	6
3 簡易水道事業の現状分析	6

第3章 将来の事業環境

1 納水人口・納水件数の見通し	11
2 水需要（有収水量）の見通し	11
3 納水収益の見通し	12
4 施設の見通し	14
5 組織の見通し	15

第4章 経営の基本方針

1 投資・財政計画の概要	17
2 未反映の取組や今後の検討事項	18

第6章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

第1章 経営戦略策定について

1 経営戦略の趣旨

簡易水道は地域住民の生活と経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、安全・安心で安定的な水道水の供給が求められます。

また簡易水道事業は、給水区域内人口 101 人以上 5,000 人以下の地域に水を供給する事業であり、法律上は上水道と同様に水道法に基づき運営しています。

本市の簡易水道は湊町の下馬渡地区、東田面地区及び西田面地区を給水区域としており、これらの施設の多くは昭和 29 年から昭和 33 年にかけて整備されました。法定耐用年数超過に伴う更新需要が今後増大する一方で、人口減少による給水収益の減少が見込まれるなど、事業を取り巻く経営環境は大きな転換期を迎えていました。将来にわたり継続的な運営を行うためには、中長期的に安定した経営基盤を築くことが不可欠です。

本経営戦略は、こうした背景を踏まえ、経営環境の変化に適切に対応するため地域の特性やニーズを分析し、経営健全化に向けた取組を推進するとともに、安定的な経営基盤を実現する指針として策定するものです。

2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、中長期的な事業運営の指針として令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の方向性を示す基本計画であり、本市の「第7次会津若松市総合計画」や国の指針等との整合を図りながら今後の取組方針を定め、将来にわたり安定的な事業経営を目指すものです。策定後は定期的に経営状況を検証し、前提となる経営・財政条件に大幅な変化が生じた場合には適宜見直しを行います。

- 事業名:会津若松市簡易水道事業
- 策定月:令和 3 年 3 月
- 計画期間:令和 3 年度～令和 12 年度(10 年間)
(令和 7 年 11 月改定)

3 改定概要(令和 7 年度改定の背景と目的)

令和 3 年 3 月に策定した本経営戦略について、中間時点である令和 7 年度に経営環境の変化や事業の進捗状況を踏まえて見直しを行いました。主な改定理由は以下のとおりです。

- **老朽施設の更新計画の進展:**策定時に附帯意見として指摘されていた老朽化施設の具体的な更新計画について、令和 4 年度に既存管の試掘、令和 5 年度に専門調査(老朽化施設の整備手法検討調査)を実施し、その結果を受けて最も更新を優先すべき東田面地区の管路更新に令和 6 年度から着手しました。今回の改定では、施設の見通し(更新・改修計画)に反映しました。
- **水道料金の見直し:**簡易水道事業の水道料金は、メーター設置による料金徴収開始以来一度も改定されておらず、給水原価を大きく下回る低料金(10 m³あたり基本料金 580 円【税抜】、県内でも最も低い)で長年運用されてきました。老朽施設の更新に多額の費

用が見込まれる中、現行料金のままでは経営の維持が困難であることから、令和 6 年度より料金改定の検討を開始しました。今回の改定では、水道料金の改定方針(段階的な料金引き上げによる収支改善策)を盛り込み、給水収益見通しや財政計画を新料金水準で更新しています。

- **経営指標の時点修正:**令和 3 年度以降の経営成績や事業実績が確定したことから、給水人口や有収水量等の将来見通しを最新データに基づき更新しました。特に令和6年度までの決算の状況や人口の推移など、当初策定時に想定した前提条件を見直しています。

第2章 事業概要

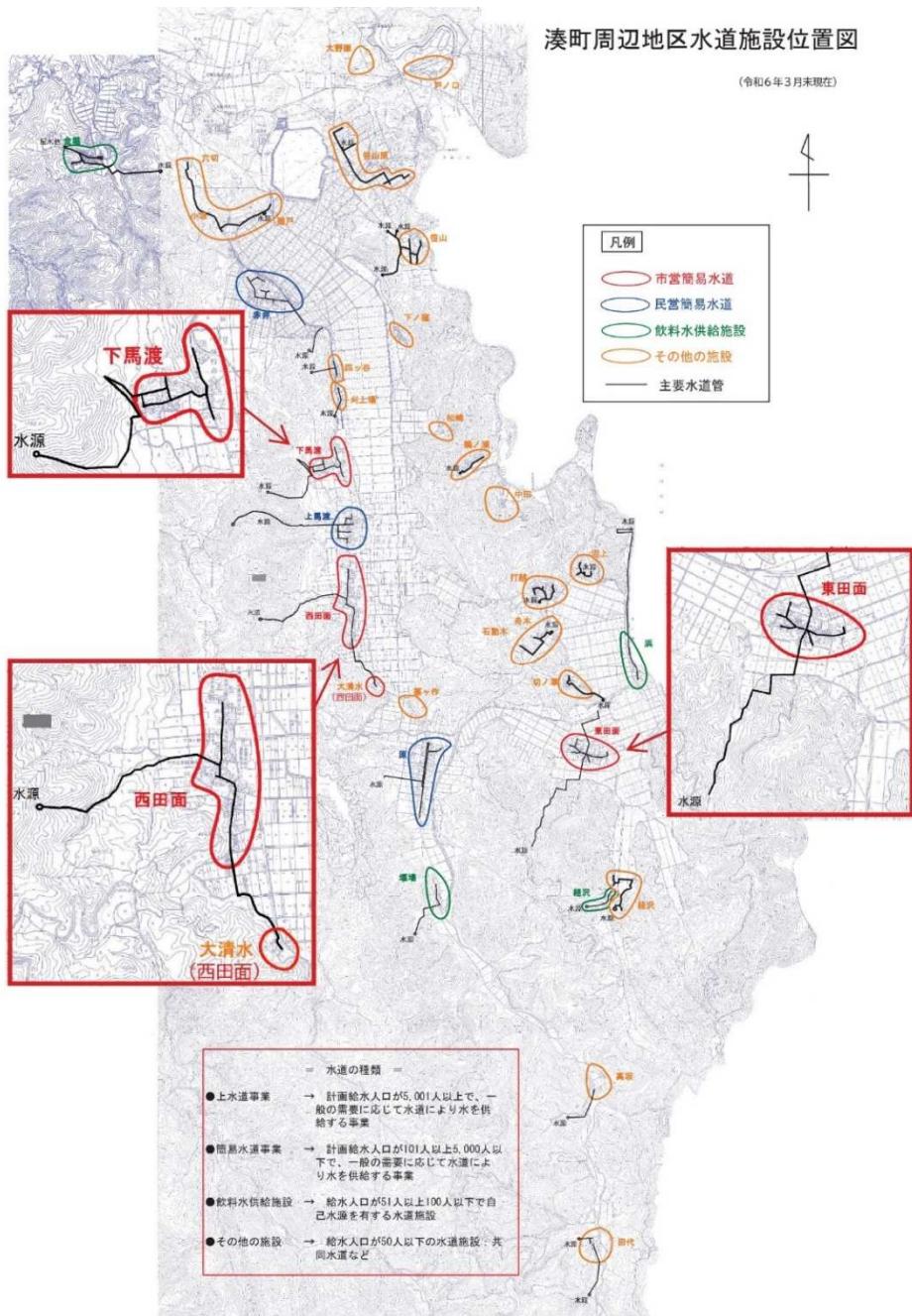
1 事業の現況

(1) 経過

- 昭和 28 年 11 月 7 日:旧湊村下馬渡地区簡易水道事業認可
- 昭和 29 年 2 月 21 日:旧湊村東田面地区簡易水道事業認可
- 昭和 29 年 3 月 15 日:下馬渡地区・東田面地区 簡易水道供用開始
- 昭和 30 年 1 月 1 日:市町村合併により旧湊村から会津若松市に事業移管
- 昭和 32 年 6 月 1 日:水道法公布に伴い湊町簡易水道事業特別会計を設置
- 昭和 32 年 8 月 31 日:西田面地区 簡易水道事業認可
- 昭和 33 年 8 月:西田面地区 簡易水道供用開始(湊町簡易水道事業特別会計に西田面地区を追加)
- 昭和 37 年:東田面地区に計量制(水道メーター)導入
- 昭和 38 年:下馬渡地区 水源変更認可
- 昭和 56 年:下馬渡地区に計量制(水道メーター)導入
- 平成 12 年:西田面地区に計量制(水道メーター)導入
- 令和 2 年 4 月 1 日:地方公営企業法一部適用(簡易水道事業を公営企業会計に移行)
- 令和 3 年 3 月:会津若松市簡易水道事業経営戦略を策定
- 令和 4 年:埋設管試掘調査
- 令和 4 年:配水池点検・清掃
- 令和 5 年:インボイス制度導入
- 令和 5 年:老朽化施設の整備手法検討調査業務実施(湊地区全域を対象に効率的な施設整備方法を検討)
- 令和 5 年:水源水量調査
- 令和 6 年:東田面地区測量設計(管路入替のための測量)
- 令和 6 年:第一期東田面地区配水管布設替工事実施
- 令和 7 年:第二期東田面地区配水管布設替工事実施
- 令和 7 年:簡易水道用地測量(水源・導水管の底地の測量)
- 令和 7 年:配水流量計設置
- 令和 7 年 11 月:会津若松市簡易水道事業経営戦略を改定

(2) 施設の概要(令和7年3月 31日現在 ※水源水量及び最大配水量は事業認可当時の数値)

地区名	下馬渡	東田面	西田面
水源の種類	湧水	湧水	湧水
水源水量	71.0 m ³ /日	658.4 m ³ /日	444.0 m ³ /日
施設	取水井	約 0.3 m ³ ×1箇所	約 1.4 m ³ ×1箇所 約 12.0 m ³ ×1箇所
	減圧井	約 0.4 m ³ ×2箇所	—
	導水管	L= 957.0m	L= 905.5m
	配水池	1池(21.0 m ³)	1池(18.0 m ³)
	配水管	L= 1,133.4m	L= 2,627.5m
	最大配水量	42.0 m ³ /日	105.0 m ³ /日



各地区とも、老朽化した施設の多くは半世紀以上経過したコンクリート製であり、近年の調査で配水池や配水管の劣化が報告されています。特に東田面・下馬渡両地区の配水管は老朽化が進み更新時期を迎えており、下馬渡配水池の底部コンクリートに劣化が見られること等が確認されています。一方、西田面地区は配水管が比較的新しい部分が多く、更新緊急度は相対的に低いと評価されています。

(3) 給水区域・規模

簡易水道の給水区域は湊町の3地区(下馬渡・東田面・西田面)です。令和6年度末時点の給水人口は378人、給水件数(給水栓数)は155件となっています(3地区合計)。給水人口は減少傾向にあり、令和2年度時点では424人でしたが、その後の人口減により令和12年度には337人程度と推計されます。世帯数も同様に、令和2年度154件から令和12年度137件程度と推計され、今後も利用者数の減少が見込まれます。

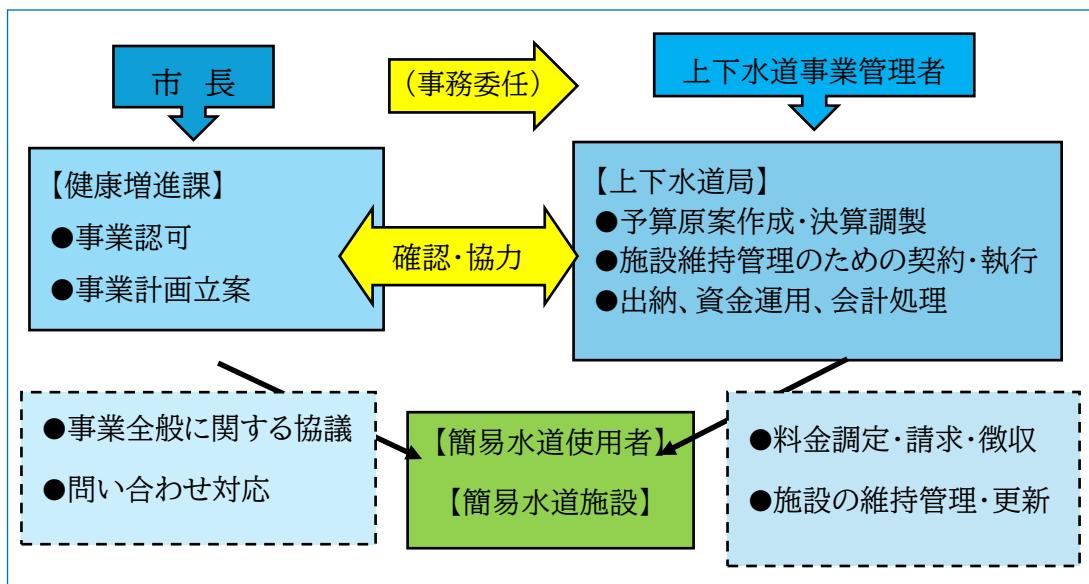
(4) 料金

本市の簡易水道事業の料金は、長年据え置かれてきました。改定前の料金体系では、用途区分が一般用の基本料金は580円(税抜)/月(10m³まで)、超過料金(水量料金)は70円(税抜)/m³と設定されており、月平均使用量20m³の一般家庭の場合、1ヶ月あたり1,280円(税抜)・1,408円(税込)の負担となっていました。

現在の簡易水道料金は県内他市町村と比較しても最も低い水準にあり、給水収益が給水費用を大幅に下回っていることから、早急な見直しが必要でした。

(5) 組織

令和2年4月1日の地方公営企業法適用(財務規定等の一部適用)を機に、効率的な事業運営を図っていくため、事業全体の計画・運営、簡易水道利用者との協議は健康福祉部で行い、水道施設の維持管理及び公営企業会計に基づく経理、予算・決算等は事務委任により上下水道局が行っています。



2 経営健全化の取組

会津若松市では簡易水道事業の財務基盤強化に向け、これまで以下のとおり経営健全化策に取り組んできました。

・公営企業会計の導入

令和2年度から地方公営企業法の財務適用を行い、特別会計から企業会計へ移行しました。これにより減価償却費等の計上を行うこととなり、財政状況の「見える化」が図られました。

・費用削減と効率化

現在、維持管理業務や料金徴収業務の外部委託を推進し、サービス水準を維持しながら人件費や事務費の削減を図っています。また施設の統合や適正規模での更新を検討することで、将来的な維持管理コストの縮減に努めています。

3 簡易水道事業の現状分析

公営企業会計に移行した令和2年度から決算をベースに現状分析を行っています。

(1) 業務実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給水人口(人)	424	439	421	399	378
給水件数(件)	154	158	157	158	155
配水量(m³)	57,266	56,707	56,318	54,897	51,323
有収水量(m³)	45,343	44,931	44,583	43,470	40,641

給水人口は年々減少しています。これは少子化等に伴う人口減少によるもので、今後もその傾向は続くと見込まれます。給水件数も減少傾向にありますが、減少比率は人口減少比率より緩やかな状況です。

配水量、有収水量についても減少しています。これは人口減少に加え、節水意識の高まりや節水型機器の普及等も考えられ、今後も減少傾向が続くと見込まれます。

(2) 収益的収支の推移

(単位:千円)

	令和2年度 (税込)	令和3年度 (税込)	令和4年度 (税込)	令和5年度 (税抜)	令和6年度 (税抜)
収益的収入合計	16,188	19,369	24,423	24,553	26,363
収益的支出合計	14,100	15,534	17,622	18,317	18,666
純利益	2,088	3,835	6,801	6,236	7,697

※インボイス制度の導入により消費税課税事業者となったことに伴い、令和5年度から消費税及び地方消費税抜きの金額としています。

収益的収支とは、水道事業を運営していく上で経常的に必要な収入と支出です。収入は給水収益や他会計負担金(一般会計繰入金)がその大部分で、支出は年度内に水を作り届けるための費用や、事務処理等にかかる費用などです。

収益的収支では純利益を計上していますが、実際には給水収益だけでは賄えておらず、収入の多くは一般会計からの繰入金で補填している状況です。

①収益的収入の詳細

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 営業収益	11,677	14,700	16,968	17,198	19,022
給水収益	3,509	3,465	3,466	3,041	2,860
その他の営業収益	0	160	0	3	6
他会計負担金	8,168	11,075	13,502	14,154	16,156
2 営業外収益	4,510	4,642	7,455	7,355	7,341
受取利息及び配当金	1	1	1	0	8
長期前受金戻入	3,029	3,046	3,141	3,049	3,034
他会計負担金	1,480	1,595	4,313	4,306	4,299
3 特別利益	1	27	0	0	0
過年度損益修正益	1	27	0	0	0
収益合計	16,188	19,369	24,423	24,553	26,363

②収益的支出の詳細

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 営業費用	14,070	15,469	17,556	17,582	17,737
原水及び浄水費	2,081	2,209	2,209	2,201	2,258
配水及び給水費	2,913	3,755	5,416	4,046	3,122
業務費	452	552	645	454	580
総係費	5,595	5,814	6,052	7,740	8,650
減価償却費	3,029	3,138	3,233	3,141	3,123
資産減耗費	0	1	1	0	4
2 営業外費用	30	65	62	735	920
支払利息及び企業債取扱諸費	30	65	62	55	48
雑支出	0	0	0	680	872
3 特別損失	0	0	4	0	9
過年度損益修正損	0	0	4	0	9
費用合計	14,100	15,534	17,622	18,317	18,666

(3)資本的収支の推移

(単位:千円)

	令和2年度 (税込)	令和3年度 (税込)	令和4年度 (税込)	令和5年度 (税込)	令和6年度 (税込)
収入合計	4,906	194	2,355	16,545	18,073
支出合計	6,268	1,450	6,450	20,640	22,168
収支差引	▲ 1,362	▲ 1,256	▲ 4,095	▲ 4,095	▲ 4,095

資本的収支とは、将来にわたり水道事業を安定的に運営していくために必要な施設の整備や更新・改良とそれに伴う資金調達などです。

令和5年度以降、資本的収支額が上昇しています。これは、整備手法検討調査、東田面地区の老朽管路更新工事等の実施により、施設整備にかかる費用が増加したためです。今後も施設整備を継続的に進めるため、この傾向は続くと見込まれます。

①資本的収入の詳細

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 企業債	4,100	0	0	0	17,600
うち浄水場 改良費の財源	4,100	0	0	0	0
うち配水設備 改良費の財源	0	0	0	0	17,600
2 出資金	88	194	2,355	16,545	473
3 負担金	236	0	0	0	0
うち他会計 負担金	236	0	0	0	0
4 補償金	482	0	0	0	0
資本的収入合計	4,906	194	2,355	16,545	18,073

②資本的支出の詳細

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 建設改良費	4,818	0	2,200	16,390	17,677
浄水場改良費	4,818	0	0	0	0
うち、工事請負費	4,818	0	0	0	0
配水設備改良費	0	0	2,200	16,390	17,677
うち委託料	0	0	2,200	16,390	6,105
うち工事請負費	0	0	0	0	11,572
2 企業債元金償還金	1,450	1,450	4,250	4,250	4,491
資本的支出合計	6,268	1,450	6,450	20,640	22,168

(4) 資産・負債・資本の状況

①比較貸借対照表(資産)

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 固定資産	87,896	88,970	87,936	99,694	112,638
うち有形固定資産	87,896	88,970	87,936	99,694	112,638
2 流動資産	20,659	18,829	21,772	29,894	32,648
資産合計	108,555	107,799	109,708	129,588	145,286

②比較貸借対照表(負債・資本)

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 固定負債	34,900	30,650	26,400	21,909	35,018
2 流動負債	16,109	14,407	14,552	19,192	16,644
3 繰延収益	83,747	84,913	81,771	78,722	75,688
負債合計	134,756	129,970	122,723	119,823	127,350
4 資本金	88	282	2,637	19,181	19,655
5 資本余剰金	48	49	49	49	49
6 利益余剰金	△ 26,337	△ 22,502	△ 15,701	△ 9,465	△ 1,768
当年度未処理欠損金	△ 26,337	△ 22,502	△ 15,701	△ 9,465	△ 1,768
資本合計	△ 26,201	△ 22,171	△ 13,015	9,765	17,936
負債資本合計	108,555	107,799	109,708	129,588	145,286

(5) 一般会計からの繰入金の状況

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的 収支	営業 (基準外)	8,168	11,075	13,502	14,154
	営業外	1,480	1,595	4,313	4,306
	うち基準内	740	757	2,155	2,152
	うち基準外	740	838	2,158	2,154
資本的 収支	出資金	88	194	2,355	16,545
	うち基準内	0	0	0	120
	うち基準外	88	194	2,355	16,545
	負担金 (基準外)	236	0	0	0
合計		9,972	12,864	20,170	35,005
うち基準内		740	757	2,155	2,152
うち基準外		9,232	12,107	18,015	32,853
					18,659

(6) 経営分析

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	類団平均 (R5)
	114.80	124.51	138.63	134.04	141.30	103.12
経常収支比率(%)	(経常収益/経常費用×100) 給水収益等で、維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す。100%以上であれば単年度黒字となる。					
料金回収率 (%)	31.70	27.75	23.94	19.92	18.31	38.58
	(供給単価/給水原価×100) 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す。 100%を下回れば給水費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示す。					
流動比率 (%)	128.25	130.69	149.62	155.76	196.15	112.37
	(流動資産/流動負債×100) 短期的な債務に対する支払能力を表す。100%以上であれば1年以内の債務以上の現金等がある状況を示す。					
企業債残高 対給水収益 比率(%)	1,035.91	1,007.22	884.30	868.14	1,381.43	1,364.20
	(企業債現在高合計/給水収益×100) 給水収益に対する企業債残高の割合。企業債残高の規模を表す。					
管路経年化 率(%)	21.29	19.19	19.31	19.31	18.47	12.77
	(法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100) 法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表し、管路の老朽化度合を示す。					
管路更新率 (%)	2.50	0.00	0.00	0.00	1.07	0.88
	(当該年度に更新した管路延長/管路延長×100) 当年度に更新した管路延長の割合を表し、管路の更新ペースや状況を示す。					

第3章 将来の事業環境

1 給水人口・給水件数の見通し

(1)給水人口

給水区域である湊町3地区は人口減少が進行しており、今後もこの傾向が続くものと予想されます。令和2年度末時点の給水人口は424人(決算値)でしたが、対象地区の人口推移からの推計では、令和12年度には約337人程度まで減少する推計となりました。

この推計は、対象地区の過去5年間の人口から、人口減少率を算出し、その減少率を令和6年度の実数に乗じて推計したため、推計値には幅があると考えられます。また、人口減少ペースは令和2年度策定時点での推計値より加速する見通しです。

(2)給水件数(世帯数)

給水人口の減少に伴い、給水件数(利用世帯数)も減少が見込まれます。世帯数についても当該地区の過去の減少率から推計したところ、令和2年度末154件(決算値)から令和12年度には約137件程度へ減少すると見込まれます。

■給水人口及び給水件数(世帯数)の将来見通し(令和6年度は決算値)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和2年度・ 令和12年度比
給水人口(人数)	378	371	364	357	350	343	337	△87
給水件数(世帯数)	155	154	152	150	145	142	137	△17

2 水需要(有収水量)の見通し

給水人口の減少や一人当たり使用水量の低下傾向により、配水量・有収水量も徐々に減少する見通しで、令和6年度には前年度(配水量 54,897 m³・有収水量 43,470 m³)比約6.5%の減少が見られます。この傾向は一時的な気候要因の影響もありますが、長期的には節水志向の高まり等により年間1~2%程度のペースで需要が縮小していくものと考えられます。

将来予測として、令和12年度の年間配水量は43,534 m³、有収水量は34,479 m³程度まで減少すると想定します。

■配水量及び有収水量の将来見通し(令和6年度は決算値)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和2年度・ 令和12年度比
配水量(m ³)	51,323	50,512	48,578	47,264	45,987	44,744	43,534	△13,732
有収水量(m ³)	40,641	40,056	38,474	37,433	36,422	35,437	34,479	△10,864

需要見通しは外的要因で変動し得るため、定期的に実績と比較して修正していきます。

3 給水収益の見通し

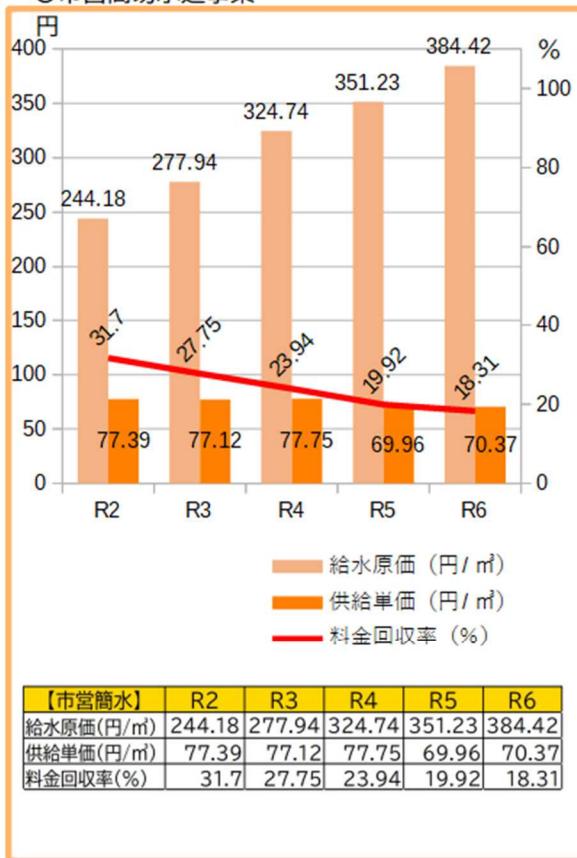
(1)水道料金見直しの必要性

これまでも給水収益(料金収入)だけでは給水費用を賄うことができず、一般会計繰入金(他会計負担金)等により財源不足を補填している状況下にありましたが、さらに老朽施設の更新に着手したこともあり、料金回収率は年々減少傾向にあることから、料金の見直しが急務となっています。

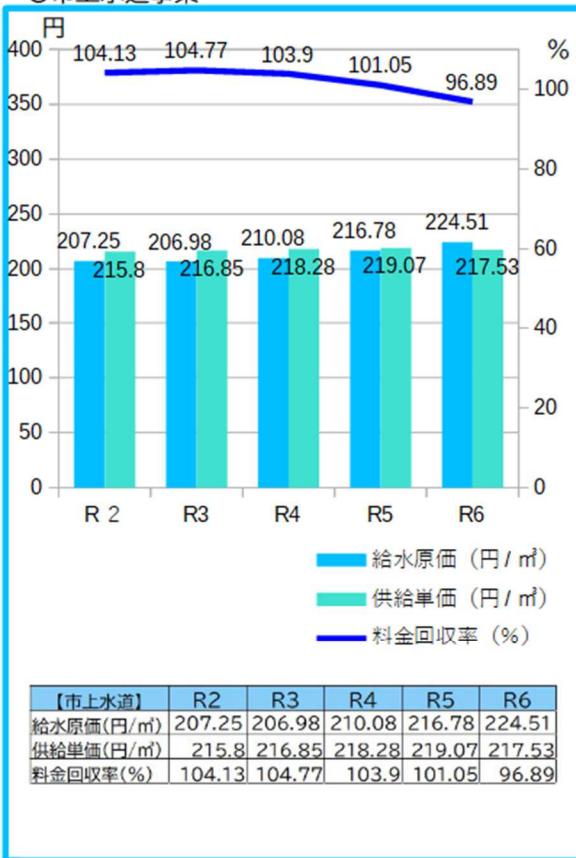
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	給水原価(円/m ³) 有収水量 1 m ³ あたりの費用 (経常費用/年間総有収水量)	244.18	277.94	324.74	351.23	384.42
2	供給単価(円/m ³) 有収水量 1 m ³ あたりの収益 (給水収益/年間総有収水量)	77.39	77.12	77.75	69.96	70.37
3	料金回収率(%) (供給単価/給水原価)	31.70	27.75	23.94	19.92	18.31

«直近の状況»

○市営簡易水道事業



○市上水道事業



「給水原価 (A)」：有収水量 1 m³あたりの費用 (経常費用等/年間総有収水量)

「供給単価 (B)」：有収水量 1 m³あたりの収益 (給水収益/年間総有収水量)

「料金回収率 (B/A*100)」：給水に要する費用を給水収益により賄っている割合

(2)料金改定の方向性

老朽施設の更新に着手しつつ経営改善を図るため、利用者負担の適正化(受益者負担の見直し)を行うこととし、水道料金を令和8年度から段階的に引き上げます。具体的には、令和8年度から2年ごとに段階的な引上げを行い、令和12年度を目途に上水道料金と同水準(現行上水道料金並み)とする計画で、料金体系も現行の用途別から口径別に変更します。

■現行の料金体系（用途別）

【税抜】

用途 料率	基本料金(1月につき)		水量による料金
	基本水量	料金	
一般用	10 m³まで	580 円	1 m³を増すごとに 70 円
営業用	20 m³まで	1,800 円	〃 100 円
観賞用	10 m³まで	5,470 円	〃 580 円
臨時用	1 m³まで	230 円	〃 230 円

※水量による料金は基本水量を超える使用分に適用(以下同様)。

■新たな料金体系（用途別）

【税抜】

口径	基本料金(1月につき)		水量による料金
13mm	10 m³まで	1,360 円	1 m³を増すごとに 196 円
20mm		2,710 円	
25mm		4,070 円	
40mm以上	22,990 円		1m³につき 196 円
臨時用(臨時に使用するもの)	—		1m³につき 560 円

※料金改定にかかる特例措置(激変緩和措置)

【税抜】

口径	現在		第1期(R8~9)		第2期(R10~11)		第3期(R12~13)	
	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金
13 mm	580 円 (10 m³込)	70 円	840 円 (10 m³込)	112 円	1,100 円 (10 m³込)	154 円	1,360 円 (10 m³込)	196 円
20 mm			1,290 円 (10 m³込)		2,000 円 (10 m³込)		2,710 円 (10 m³込)	
25 mm			1,740 円 (10 m³込)		2,900 円 (10 m³込)		4,070 円 (10 m³込)	
40 mm 以上			8,050 円		15,520 円		22,990 円	

●一般的な使用量(口径13mm・20 m³/月)で試算

«現行» 580 円 + 70 円 × (20 - 10 m³) = 1,280 円/月(税抜)

口径	現行	第1段階(現行との差額)	第2段階(第1段階との差額)	第3段階(第2段階との差額)
13mm	1,280 円	1,960 円(680 円)	2,640 円(680 円)	3,320 円(680 円)

新料金は契約口径で異なりますが、初年度(令和8年度)から2年に一度、段階ごとに同程度の引上げを経て5年目(令和12年度)には上水道料金と同水準になるものです。一般家庭の負担増は段階的となるよう配慮しており、激変緩和を行いつつ事業収支の改善を図ります。

(3)給水収益の見通し

料金改定により、給水収益(料金収入)は今後段階的に増加する見通しです。改定前の給水収益は年間2,800～3,500千円程度でしたが、料金改定により令和8年度以降は徐々に増収となります。年間収益見込みは、第1段階の改定(令和8～9年度)は改定時期や需要減の影響を考慮し約4,500千円、第2段階(令和10～11年度)においては約6,000千円、最終の第3段階(令和12年度～)では約7,200千円へと増加する試算です。

他方で、料金改定後もなお事業収入の大半は一般会計からの繰入金に依存する状況は続く見込みです。令和6年度の決算では、営業収益約19,022千円のうち実に約85%(16,156千円)が一般会計からの繰入金による収入でした。今後においては、料金回収率の向上と赤字補填繰入額の減少を目指していく方針であり、一般会計の負担軽減を目指します。

4 施設の見通し(更新・改修計画)

令和5年度に実施した「湊地区簡易水道施設の整備手法検討調査」において、現在の3地区それぞれに分かれている水道施設について、統合運用の可能性について検討しました。調査結果の一部によると、西田面地区の水源(湧水)を中心とした場合、下馬渡・上馬渡(※)地区を接続して統合運用しても水量的に賄えることが確認されました。一方、下馬渡地区の水源を中心とする場合は取水量が不足すること、現在の西田面地区の配水池容量も統合運用には不足するため増設が必要となることなど、課題も明らかになっています。東田面地区については地理的条件から単独整備で更新を行う方針が示されました。

※上馬渡地区：湊町上馬渡周辺の飲料水供給施設エリア(民営簡易水道)。西田面及び下馬渡簡易水道との統合可能性を調査。

(1)東田面地区の単独更新

上記の調査結果を踏まえ、まずは優先する施設更新方針を「東田面地区の単独更新」とし、課題であった老朽管更新に着手し(令和6年度より着工)、計画的に石綿管の布設替え工事を行います。

■東田面地区整備計画(配水管布設替)

年度	管種・口径・延長	整備箇所	事業費(見込)
令和6年度(実施済)	DIP・100mm・88.6m	湊3-55号線	11,572千円
令和7年度	DIP・100mm・266.9m	湊3-54号線外	44,011千円
令和8年度	PP・50mm・225.0m	湊3-54号線	36,894千円
令和9年度	PP・50mm・170.0m	湊4-359号線外	26,642千円
令和10年度	DIP・100mm・28.0m	配水池接続部	9,290千円

(2)西田面・下馬渡地区の統合整備検討

西田面・下馬渡地区については、将来的な統合も視野に更新計画を検討します。

現在の方向性は、西田面地区の水源および配水池を活用しつつ、下馬渡地区への送水管を新設する統合案を軸に検討を進めます。統合する場合、容量不足を補うための配水池の新設や、送水管の耐圧強化、塩素注入設備の増設などが必要となります。こうした課題も考慮し、今後具体的な整備方針を検討していきます。

5 組織の見通し

事業全体の計画・運営や簡易水道利用者(地区住民)との協議を市長部局(健康福祉部健康増進課)で行い、水道施設の維持管理及び公営企業会計に基づく経理、予算・決算管理等を上下水道局で実施する現在の運営体制は、両組織の知識・経験を活かした効率的な体制であると考えられることから、当面、この体制で事業運営に努めていきます。

あわせて、さらなる効率的な運営を目指して、簡易水道の施設整備や近隣民営簡易水道の管理のあり方の検討などの課題に対応しながら、将来的な組織体制のあり方についても検討していきます。

第4章 経営の基本方針

簡易水道は、健康で文化的な生活を支えるライフラインとして必要不可欠な施設です。

しかしながら、衛生面においては、将来の周辺環境による原水の変化にも対応できる水処理方法などの検討も必要であること、一方、経営面においては、人口減少、給水人口の減少に伴う給水収益の減少と施設改修の費用増加による運営の厳しさが見込まれるなど、簡易水道事業を取り巻く環境は、今後、大変厳しい状況になるものと想定されます。

このような状況のなか、住民の生活基盤である飲料水の安定的な供給を将来的に維持していくためには、公営企業会計を通して事業及び経営状況の「見える化」を図り、市と利用者が、現状に関する共通の認識やコスト意識を持つこと、その上で、変化していく環境の中で、望ましい施設整備や水処理の方法、事業を適切に運営していくための財源や料金のあり方などを考えていくことが重要であると考えます。

こうした観点を踏まえ、将来にわたり、安全安心な水道を持続的に供給していくため、次の基本方針に基づき、簡易水道事業の経営に努めていきます。

- 事業に携わる職員の財政マネジメントの意識向上を図っていきます。
- 公営企業会計を通じた事業及び経営状況の「見える化」を図り、水道利用者や地区住民と施設改修等の課題やコスト意識を持ちながら、ニーズを踏まえた持続可能な事業の運営に努めます。
- 現状の把握・分析や関連技術の情報収集に務め、変化する環境下にあっても衛生的な水質を維持できる施設、実態に即した効率的な施設の整備を図ります。
- 国県等との連携により、応急給水等の緊急対応・支援体制の整備を図ります。

〈持続可能な取組〉

簡易水道事業が、自然環境と深く関わりを持つ事業でもあることから、持続可能な開発のための国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の取組にも、特に関連の深い次の2つのグローバル目標を中心に、達成に向けた取組を進めていきます。



～6 安全な水とトイレを世界中に～



～11 住み続けられるまちづくりを～

第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画の概要

経営戦略の最終年度(令和12年度)までを視野に、必要な投資計画と収支計画を策定しました。本計画には料金改定後の見込みを反映しています。

■会津若松市簡易水道事業 収支計画(令和7~12年度) (単位:千円)

区分(科目)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的 収支(税抜)	給水収益	2,870	4,211	4,428	5,753	5,939
	一般会計繰入金	31,970	35,590	30,512	31,602	28,443
	うち基準内	2,407	3,242	3,695	3,550	3,679
	うち基準外	29,563	32,348	26,817	28,052	24,764
	その他収益	3,043	3,832	3,795	3,771	3,771
	特別利益	0	0	0	0	0
	収入合計	37,883	43,633	38,735	41,126	38,153
	営業費用	31,308	35,433	30,249	32,786	29,829
	営業外費用	3,590	5,299	5,861	6,775	6,701
	特別損失	2	2	2	2	2
資本的 収支(税込)	支出合計	34,900	40,734	36,112	39,563	36,532
	損益合計	2,983	2,899	2,623	1,563	1,621
	企業債	66,300	36,800	26,600	9,200	0
	一般会計繰入金	142	120	120	1,579	1,600
	うち基準内	120	120	120	1,579	1,600
	うち基準外	22	0	0	0	0
	収入合計	66,442	36,920	26,720	10,779	1,600
	建設改良費	66,330	36,894	26,642	9,290	0
	企業債償還金	4,492	4,492	4,192	5,695	5,732
	予備費	300	300	300	300	300
	支出合計	71,122	41,686	31,134	15,285	6,032
	差引	△4,680	△4,766	△4,414	△4,506	△4,432
						△1,893

- **料金改定の反映:**令和 8 年度以降の料金収入は、新料金体系(5 年かけて上水道並みに引き上げ)を前提に試算しています。ただし、料金収入増分の一部は需要減少で相殺されると見込んだ収入予測としています。また、改定幅が変更となった場合は収入見通しを修正します。
- **企業債の活用方針:**企業債については、将来世代を含めた負担の平準化の観点から適切に活用していきます。
- **一般会計繰入金の考え方:**一般会計からの繰入金は、法令に基づくもの(基準内繰入)と、市の裁量的判断による経営支援(基準外繰入)に区分して整理しています。なお、基準外繰入(赤字補填分)は、簡易水道事業が地域住民の生活を支える基盤であることから必要と考えます。

2 未反映の取組や今後の検討事項

本経営戦略の収支計画に、西田面・下馬渡地区の統合整備検討については、見込んでおりません。また、令和 12 年度以降の長期計画についても、次期経営戦略策定時に改めて検討する予定です。なお、新たな取組の方針決定や経営状況に著しい変化が生じた際には、次期経営戦略策定前に見直しを行う場合があります。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項

本経営戦略は策定後も定期的に進捗状況や事業環境の変化を検証し、必要に応じて見直しを行うものとします。令和3年3月の策定から約4年が経過した令和7年度に、今回の改定を実施しました。今回の改定内容については、市ホームページで公表するとともに、該当地区の住民にも周知を図ります。

経営戦略は単なる計画書ではなく、継続的な経営改善のためのツールです。PDCAサイクルに基づき、計画(Plan)－実行(Do)－検証(Check)－改善(Act)のプロセスを繰り返すことで、持続可能な簡易水道事業の実現を目指します。今後も利用者の皆様と協働しながら、安全安心で安定的な水道サービスの提供に取り組んでまいります。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分		年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		1. 営業収益(A)	11,677	14,700	16,968	17,198	19,022	30,075	33,519	27,862	30,645	27,438	32,593	
収益的 収入	(1) 料金収入	(1) 料金収入	3,509	3,465	3,466	3,041	2,860	2,870	4,211	4,428	5,753	5,939	7,195	
	(2) 受託工事収益(B)	(2) 受託工事収益(B)												
	(3) その他の	(3) その他の	8,168	11,235	13,502	14,157	16,162	27,205	29,308	23,434	24,892	21,499	25,398	
	2. 営業外収益	2. 営業外収益	4,510	4,642	7,455	7,355	7,341	7,808	10,114	10,873	10,481	10,715	7,869	
	(1) 補助金	(1) 補助金	1,480	1,595	4,313	4,306	4,299	4,768	6,285	7,081	6,713	6,947	4,101	
	他会計補助金	他会計補助金	1,480	1,595	4,313	4,306	4,299	4,768	6,285	7,081	6,713	6,947	4,101	
	その他補助金	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	(2) 長期前受金戻入	3,029	3,046	3,141	3,049	3,034	3,038	3,827	3,790	3,766	3,766	3,766	
	(3) その他の	(3) その他の	1	1	1		8	2	2	2	2	2	2	
	収入計(C)	収入計(C)	16,187	19,342	24,423	24,553	26,363	37,883	43,633	38,735	41,126	38,153	40,462	
収益的 収支	1. 営業費用	1. 営業費用	14,070	15,469	17,556	17,582	17,737	31,308	35,433	30,249	32,786	29,829	31,902	
	(1) 職員給与費	(1) 職員給与費												
	基本給	基本給												
	退職給付費	退職給付費												
	その他の	その他の												
	(2) 経動力費	(2) 経動力費	11,041	12,331	14,323	14,441	14,614	27,850	29,476	23,593	25,543	22,396	24,469	
	修繕費	修繕費	195	931	167	1,305	336	1,950	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	
	材料費	材料費												
	その他の	その他の	10,846	11,400	14,156	13,136	14,278	25,900	27,336	21,453	23,403	20,256	22,329	
	(3) 減価償却費	(3) 減価償却費	3,029	3,138	3,233	3,141	3,123	3,458	5,957	6,656	7,243	7,433	7,433	
支出	2. 営業外費用	2. 営業外費用	30	65	62	735	920	3,590	5,299	5,861	6,775	6,701	7,009	
	(1) 支払利息	(1) 支払利息	30	65	62	55	48	518	2,035	3,131	3,913	4,147	4,101	
	(2) その他の	(2) その他の				680	872	3,072	3,264	2,730	2,862	2,554	2,908	
	支出計(D)	支出計(D)	14,100	15,534	17,618	18,317	18,657	34,898	40,732	36,110	39,561	36,530	38,911	
	経常損益(C)-(D)(E)	経常損益(C)-(D)(E)	2,087	3,808	6,805	6,236	7,706	2,985	2,901	2,625	1,565	1,623	1,551	
特別利益	特別利益	(F)	1	27										
特別損失	特別損失	(G)			4		9	2	2	2	2	2	2	
特別損益	特別損益	(F)-(G)(H)	1	27	△ 4		△ 9	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	2,088	3,835	6,801	6,236	7,697	2,983	2,899	2,623	1,563	1,621	1,549		
継越利益剰余金又は累積欠損金(I)	継越利益剰余金又は累積欠損金(I)													
流动資産	流动資産													
うち未収金	うち未収金													
流动負債	流动負債	(K)												
うち建設改良費分	うち建設改良費分													
うち一時借入金	うち一時借入金													
うち未払金	うち未払金													
累積欠損金比率((I)/(A)-(B) × 100)	累積欠損金比率((I)/(A)-(B) × 100)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)													
営業収益 - 受託工事収益(A)-(B)(M)	営業収益 - 受託工事収益(A)-(B)(M)	11,677	14,700	16,968	17,198	19,022	30,075	33,519	27,862	30,645	27,438	32,593		
地方財政法による資金不足の比率((L)/(M) × 100)	地方財政法による資金不足の比率((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能な資金不足額(O)	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能な資金不足額(O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P) × 100)	健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入	1. 企 業 債	4,100				17,600	66,300	36,800	26,600	9,200		
	うち 資本費平準化債											
	2. 他会計出資金	88	194	2,355	16,545	473	142	120	120	1,579	1,600	1,919
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金	236										
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金											
	9. そ の 他	482										
計 (A)		4,906	194	2,355	16,545	18,073	66,442	36,920	26,720	10,779	1,600	1,919
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
純計 (A)-(B) (C)		4,906	194	2,355	16,545	18,073	66,442	36,920	26,720	10,779	1,600	1,919
資本的支出	1. 建設改良費	4,818		2,200	16,390	17,677	66,330	36,894	26,642	9,290		
	うち職員給与費											
	2. 企業債償還金	1,450	1,450	4,250	4,250	4,491	4,492	4,492	4,192	5,695	5,732	3,512
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
	5. そ の 他					300	300	300	300	300	300	300
計 (D)		6,268	1,450	6,450	20,640	22,168	71,122	41,686	31,134	15,285	6,032	3,812
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		1,362	1,256	4,095	4,095	4,095	4,680	4,766	4,414	4,506	4,432	1,893
補填財源	1. 損益勘定留保資金				1,439	3,879	2,462	4,680	4,766	4,414	4,506	4,432
	2. 利益剰余金処分額											
	3. 繰越工事資金											
	4. そ の 他	1,362	1,256	2,656	216	1,633						
	計 (F)	1,362	1,256	4,095	4,095	4,095	4,680	4,766	4,414	4,506	4,432	1,893
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)		36,350	34,900	30,650	26,400	39,509	101,318	133,626	156,035	159,541	153,809	150,298

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		9,648	12,670	17,815	18,460	20,455	31,970	35,590	30,512	31,602	28,443	29,496
	うち基準内繰入金	740	757	2,155	2,152	2,149	2,407	3,242	3,695	3,550	3,679	2,254
資本的収支分	うち基準外繰入金	8,908	11,913	15,660	16,308	18,306	29,563	32,348	26,817	28,052	24,764	27,242
		324	194	2,355	16,545	473	142	120	120	1,579	1,600	1,919
合 計	うち基準内繰入金					120	120	120	120	1,579	1,600	1,919
	うち基準外繰入金	324	194	2,355	16,545	353	22					
合 計		9,972	12,864	20,170	35,005	20,928	32,112	35,710	30,632	33,181	30,043	31,415